住宅・土地統計調査では、
世帯への調査の依頼に先立ち、
インターネット回答用の調査書類を
ポストに投函します。

総務省では、統計調査のインターネットでの回答を推進しています。
住宅･土地統計調査ではパソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。
調査員は世帯に対し、調査に先立ってインターネット回答用の書類を
緑色の封筒に入れて配布します。
ご理解いただきますようお願いいたします。

インターネット回答が便利で簡単です！

期間中はいつでもOK!

期間中はいつでもご都合のよい
時間に回答できます。

簡単操作！

画面の誘導に従うことでスムーズに
回答できます。

世帯の回答は守られています

不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、
回答データは厳重に守られます。

総務省統計局・都道府県・市区町村　住宅･土地統計調査　検索　https://www.stat.go.jp/

住宅・土地統計調査はこのような調査です

住宅･土地統計調査は、「統計法」（国の統計に関する基本的な法律）に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は15回目の調査に当たります。

この調査は、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

調査の流れ

国（総務省統計局） ＞ 都道府県 ＞ 市区町村 ＞ 指導員 ＞ 調査員 ＞ 調査世帯

個人の情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

守秘義務
調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

利用制限
統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

適正管理
記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。

調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月中旬

調査対象となった世帯には、インターネット回答用の調査書類を配布します。

9月下旬以降

インターネット回答のなかった世帯や住宅に同居する世帯に、紙の調査票の配布に伺います。

外観等により建物の構造等を調査します。

⚠ 管理員の方々に協力いただきたいこと

☑ 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

○オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

☑ 建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

○建物内について、居住世帯のない住宅や建物の構造などについてお尋ねすることがあります。
○昼間不在がちの世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査員は、「調査員証」を携帯しています。　※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

☑ 統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものです。

○個人情報保護法第23条第1項では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

○管理員、管理会社、管理組合の皆様に協力をお願いするのは、統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第23条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

統計法（抄）

第30条　行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

⚠ “かたり調査”にご注意ください

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりかねないので、ご注意ください。

住宅・土地統計調査は・・・

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。

調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。

調査の結果は、平成31年春ごろから順次公表する予定です。

調査結果から・・・

平成25年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

共同住宅の割合は大都市を含む都府県で高い

全国の共同住宅数は2209万戸で平成20年と比較し、140万戸(6.8%)増加と過去最高となりました。

都道府県別の割合をみると、東京都が70.0%と最も高く、次いで神奈川県が56.1%、沖縄県が55.9%、大阪府が55.2%、福岡県が51.1%などとなっており、大都市を含む都府県で高くなっています。一方、秋田県が17.2%と最も低く、次いで山形県が18.4%、富山県が18.8%、和歌山県が18.9%、福井県が19.4%などとなっています。

共同住宅の割合－都道府県（平成25年）

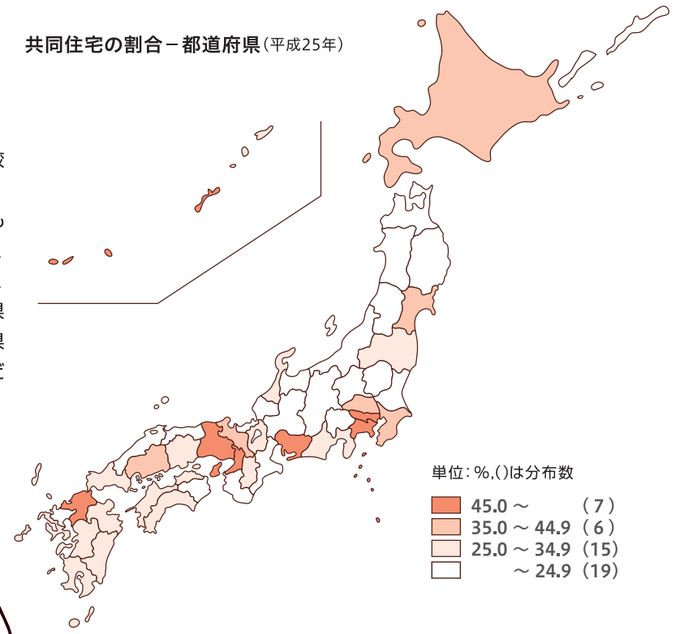

調査の結果はどう活かされるの？

住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、以下のような学術研究等へも利用されています。

1. 耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくりの研究
2. 空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究
3. 太陽熱を利用するソーラーシステムの導入、高気密化・高断熱化などを図った省エネ住宅の研究